

之と決定する決定したる減免額と申せ居る地主、小作人へ通知す
此の決定額には地主小作人とも一切不服を申立て不得し、尚
關係地主、小作人へ検見の原場へ参加し得るも一切裁言す
ことを得べきことと爲り成れり。

(四) 關係面積

拾五町步 余

(三) 申合規則

減免額審査方法(別紙規約附則減免額審査方法、通す)

(一) 減免率

最低四分引乃至最高三割引(三分以下は平年作と見做す)

(二) 之に要する費用及其の負担方法

金額不明なるも委員長之と負担す

元小作委員会の規約

別紙の通す

元小作委員会の維持費

組合員一人に付金二千圓及地主より小作料の一分と據出せる金額

は年々異同あり